

## ●クラウドバックアップサービス利用約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (利用約款の適用)

- 1 株式会社宝情報（以下「弊社」といいます）は、クラウドバックアップサービス利用約款（以下、「本約款」といい、本約款を内容とする契約を「本利用契約」といいます）を定め、本約款に基づいてクラウドバックアップサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 契約者は本約款を遵守して、本サービスを受けるものとします。
- 3 弊社は、本約款の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本約款とともに特約を遵守するものとします。
- 4 本サービスにおける連絡、料金の支払等は、本サービス利用にあたり、契約者に弊社指定のソフトウェアを販売した販売会社等（以下「代理店」といいます）を通じて行うものとします。

#### 第2条 (本約款の変更)

- 1 弊社は、本約款を変更することがあります。
- 2 本約款の変更に際して、弊社は、契約者に対し、代理店を通じて変更内容を告知、あるいは通知することで周知を図るものとします。
- 3 弊社により適切に前項の告知あるいは通知がなされ、変更が有効になった後で契約者が本サービスを利用した場合、利用者の知不知にかかわらず、変更後の利用約款が適用されるものとします。
- 4 契約者は弊社より約款変更の告知あるいは通知があった後一定の期間（以下「不服申立期間」といいます）、弊社に対して不服を申立てることができるものとします。それに対して弊社は誠実に対処するものとします。

#### 第3条 (弊社からの告知・通知)

- 1 弊社から契約者に対する通知は、本約款に特別の定めがない限り、契約者が登録した電子メールアドレス宛に、代理店が電子メールで通知する方法により行うこととします。
- 2 弊社は、弊社が運営するサイトのお知らせ欄において本サービスに関する事項を契約者に告知します。
- 3 前2条による告知・通知が弊社により適切になされた場合、契約者・利用者の不知に起因して発生した損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第4条 (サービスの種別)

クラウドバックアップサービス、その他本サービスに付随するサービス、各プランの詳細については、弊社が運営するサイト上に公開するものとします。

#### 第5条（サービスの終了）

- 1 弊社は、弊社の業務上の都合等により、本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、弊社は60日前に、契約者にその旨を告知または通知をすることでその周知を図り、本サービスを廃止することができます。
- 2 前項の本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、弊社は一切の責任を負いません。

### 第2章 契約

#### 第6条（単位）

契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとして扱います。

#### 第7条（本利用契約の契約期間）

本利用契約の有効期間は本利用契約成立日から1年間とし、利用期間分の料金を一括して支払うものとして扱います。

#### 第8条（更新）

- 1 本利用契約は、期間満了の1ヶ月前までに各当事者より書面による解約の申し入れのない場合には、本利用契約は同一条件にて自動更新されるものとして扱います。
- 2 本利用契約終了時のデータの保管等は契約者の自己責任において行うものとして扱います。弊社はそれに関する一切の責任を負わないものとして扱います。

#### 第9条（権利の譲渡等の制限）

- 1 契約者は本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承諾なく、他に譲渡、貸与、質入れ等を行うことができません。
- 2 契約者は本サービスの全部または一部を有償または無償により、第三者に利用させることはできません。

#### 第10条（申込み）

- 1 弊社が指定する申込み方法で、代理店を通じて申込みものとして扱います。
- 2 契約の申込みにおいて、別に弊社が定める本人確認資料、会社登記簿の写し等を提出していただくことがあります。

#### 第11条（利用条件）

- 1 弊社指定の配布ソフトウェアを利用することで、本サービスを利用できるものとして扱います。

2 弊社指定の配布ソフトウェアを利用しなかったことによって生じたいかなる損害についても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第12条（成立）

1 契約者の申込みを、代理店を通じて弊社が受付けた日を本利用契約の成立日とします。  
2 契約申込みに関する事務処理は、原則として弊社が申込みを受付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 弊社は、次の各号に該当する場合には本サービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込みをした者が第25条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 本サービスの申込みをした者が過去において第25条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき、または、弊社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。

(3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。

(4) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき。

(5) 前各号のほか、弊社の業務遂行上支障がある場合、またはそのおそれがあると合理的に判断されるとき。

(6) 契約者が第24条第2項に記載する反社会的な団体である場合、もしくはその構成員であると判断されるとき。

(7) 契約者が民事再生手続の申立・会社更生手続の申立・破産手続の申立若しくはこれらに準ずる法的手続などの合理的に支払能力がないと判断されるとき。

(8) 契約者が第11条（利用条件）に同意しないとき。

(9) その他、弊社が不適当だと判断したとき。

4 弊社が申込みを承諾しない場合には、弊社は、申込者に対し、代理店を通じてその旨を通知します。

#### 第13条（サービス内容の変更）

1 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、弊社が指定する申込方法により変更を申込みものとします。

2 前項の申込みを承諾した場合は、弊社は、契約者に対し、代理人を通じてその旨を通知します。

3 第1項の申込みがあった場合に、技術的に困難であるなど弊社の業務遂行上支障があるときは、弊社は申込みを承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

#### 第14条（ユーザアカウントの変更）

契約者はユーザアカウントの変更をできないものとします。ただし、弊社は、契約者の承諾なく、ユーザアカウントの変更をする場合があります。この際、弊社は契約者に対して変更についての通知をするものとします。

#### 第15条（試用）

- 1 契約者は、サービスの利用感を確認するために、弊社が指定した日数（当該試用開始月の残日数に応じ最大30日間）の本サービスの試用が可能になることとします。
- 2 試用期間内は、試用を目的としているためデータの保証はしないこととします。ただし、その他の事項については、本約款の通りとします。
- 3 試用期間が終了し、正式なサービスを希望の場合は、試用期間に利用していたアカウント情報などを引き続き利用できることとします。

#### 第16条（契約者の地位の承継）

- 1 契約者である個人が死亡したときは、本利用契約は終了します。
- 2 契約者である法人が廃業・破産手続の申立を行ったときは、本利用契約は終了します。
- 3 契約者である法人が合併などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに弊社に書面で通知するものとします。弊社が承継を承諾しない場合、その通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。弊社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

#### 第17条（契約者による解除）

契約者は民法540条以下の契約解除の規定に従って、本利用契約を解除できることを本条項により確認します。

#### 第18条（弊社による解除）

- 1 弊社は、次にあげる事由があるときは、何らの催告なく本利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 第25条(提供停止)第1項に基づき弊社が本サービスの提供を停止したとき
  - (2) 契約者が本利用契約に規定する条項に違反したとき、又は、今後違反すると考えられる合理的な理由があるとき。
  - (3) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、弊社の定める期間内に届け出をしないとき。

- (4) 弊社が提供する他のサービスにおいて、利用約款違反等の理由により契約を解除されたとき。
  - (5) 本利用契約中、第12条第3項各号に該当することが判明したとき、又は、該当する事由が生じたとき。
- 2 前項の規定により本利用契約を解除するときは、弊社は契約者に対しその旨を通知します。

### 第3章 契約者の義務等

#### 第19条（ユーザアカウント及びパスワードの管理）

- 1 契約者は本サービスにて提供されるユーザアカウント及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により弊社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
- 2 契約者は、ユーザアカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を通知するものとします。
- 3 弊社は、ユーザアカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

#### 第20条（契約者の名称等の変更）

- 1 契約者は、以下の各号に変更があったときは、その旨をすみやかに弊社に届け出るものとします。
  - (1) 氏名または名称
  - (2) 住所または居所
  - (3) 弊社に届け出た請求書送付先に関する事項
  - (4) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- 2 前項の届け出があったときは、弊社は、契約者に対し、その届け出のあった事実を証明する書類の提出を求めることがあります。

#### 第21条（契約者の情報の提供）

- 1 契約者は、本サービス利用のために弊社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。
- 2 弊社は、契約者より前項の情報についての届け出が代理店を通じて弊社に到達し、弊社がその変更の事実を確認するまでは、契約者の情報に変更のないものとして本サービスに関する業務を行うこととします。弊社は、このことによって契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第22条（弊社からの連絡）

- 1 契約者は、電子メール、郵便、ファックスなどの代理店を通じた弊社からの連絡に対して遅滞なく応答をおこなうこととします。
- 2 弊社（代理店）が前項の連絡を契約者に発信・発送してから1ヶ月を経過しても、契約者が弊社の連絡に対して応答せず、そのことにより弊社が本サービスを提供する上で必要な業務を遂行することができない場合は、弊社は、当該契約者に対する本サービスの提供を取りやめることがあります。弊社は、これにより契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第23条（禁止行為および保証）

- 1 契約者が本サービス利用期間中、以下の行為を禁止します。
  - (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (2) 弊社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益その他法律上保護される利益、権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (3) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
  - (4) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (5) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (6) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
  - (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
  - (8) 本サービスの回線に著しく負荷をかける行為、またそれによりサーバに負荷をかけサーバの機能を著しく低下させる行為、あるいは第三者に当該行為をさせる行為。
  - (9) 他の会員の迷惑となる行為。
  - (10) 弊社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (11) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において、本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (12) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、または消去する行為。
  - (13) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (14) サーバ名、サーバIPアドレス、アカウント名、パスワードなど本サービスの情報を弊社の許可なく不特定多数の第三者に対して公開する行為。
  - (15) 嫌がらせメール、迷惑メールなどを大量に配信する行為、あるいはそれに類似する

行為。

(16) 本サービスのリサーチを目的とした行為。

(17) その他、公序良俗違反にあたるなど本サービスを利用するに際して不適切な行為。

2 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当しないこと、かつ、本利用契約期間中にわたり該当しないことを保証します。

(1) 自己（自己の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」といいます）であること、又は反社会的勢力であったこと。

(2) 反社会的勢力と人的、資本的、又は経済的（不当な利益供与を行う経済取引を含む）に関係があると認められること。

(3) 自ら反社会的勢力であることを標榜し、又は自己の関係者が反社会的勢力であると標榜すること。

(4) 自らあるいは第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた行為をすること。

(5) 自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。

(6) 自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。

(7) 自らあるいは第三者を利用して、違法行為、又は法的責任を超えた不当要求行為をすること。

(8) 自己あるいは第三者を利用して、継続あるいは反復して法令に違反し、又は公序良俗に反する行為や事業を行っている、あるいはそのような行為や事業を行っていること。

3 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当しないこと、かつ、本利用契約期間中にわたり以下の各号に該当しないことを保証します。

(1) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けること。

(2) 民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産手続若しくはこれらに準ずる法的手続を申し立てられ、又は自ら申し立てをすること。

(3) 支払停止若しくは振り出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けること。

(4) 営業停止、又は営業許可取消等の処分を受けること。

(5) 解散決議をした等、事業の存続が困難な状態となること。

(6) 株主構成、又は経営主体等の全部若しくは一部に重大と認められる変更があり、本契約の履行に支障があること。

(7) 財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる。

- 4 契約者が本条第1項、第2項および第3項の各号に該当又は該当する行為を行っていると弊社が判断した場合、弊社は、第26条(提供停止)に定める本サービスの提供を停止する措置を行います。また、弊社は、損害及び費用等を契約者に請求することがあり、また、何らの催告を要することなく本利用契約を解除することができます。
- 5 弊社が前項により本利用契約を解除した場合には、契約者に損害が生じても一切の責任を負いません。

#### 第24条 (非常事態時の利用の中止、制限)

- 1 弊社は、天災など非常事態時、弊社の設備の保守、工事、または障害等のやむを得ない事情があるときは、本サービスを中止、もしくは制限する措置をとることがあります。
- 2 本サービスの提供を中止もしくは制限するときは、弊社は契約者に対し、その旨及びサービス提供中止の期間など必要な情報を事前に告知します。ただし、やむを得ないときはこの限りではありません。
- 3 本条第1項の措置をとった場合において、契約者に損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負いません。

#### 第25条 (提供停止)

- 1 弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - (1) 契約者が本利用契約上の規定に違反したとき。
  - (3) 弊社が提供する本サービスの利用に関して、弊社又は第三者に対して、過大な負荷または重大な支障を与えたとき。
  - (4) 弊社に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく開示請求等があったとき。
  - (5) 弊社が提供する他のサービスにおいて、約款違反等の事由により契約を解除されたとき。
  - (6) その他、弊社により提供停止に値すると合理的に判断されるとき。
- 2 弊社が前項の規定により本サービスの提供を停止したとしても、契約者はすでに弊社に支払った本サービスの料金等の償還を受けることはできないものとします。
- 3 弊社は契約者に通知することなく、本条第1項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

### 第4章 料金

#### 第26条 (料金等)

本サービスの料金は、弊社の指定する料金表のとおりとします。



#### 第27条（料金改定）

- 1 弊社は、契約者の承諾を得ることなく料金を改訂する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。
- 2 改定後の料金体系は、更新時に適用されるものとします。

#### 第28条（支払義務）

- 1 契約者は、第26条（料金等）の料金を、代理店を通じて弊社に支払う義務を負います。
- 2 第25条（提供停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 3 弊社は、既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 4 弊社が本利用契約の承諾を取り消した場合であっても、弊社はその者に対して、本サービス利用期間に応じた利用料金相当額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は、料金等の請求の手続と同様とします。
- 5 契約者の申請を弊社が承諾し、本約款に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は弊社の請求する特別料金を支払うものとします。弊社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。
- 6 金融機関に支払う振込手数料、その他の費用は、契約者の負担とします。
- 7 契約者は、契約期間満了前に解除、解約、停止等の理由により本利用契約が終了したときであっても、契約者は既に弊社に支払った本サービスの料金等の償還を受けることはできないものとします。

#### 第29条（支払方法）

- 1 契約者は、弊社が指定する期日、方法に従い、本サービスの料金を支払うものとします。
- 2 契約者は、代理店を通じて、銀行振込、請求書払いの方法により前項の料金を支払うものとします。なお、その他の支払い方法については適宜相談に応じます。

#### 第30条（割増金）

本サービスの料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第31条（延滞損害金）

契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年15.0%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第32条（割増金等の支払方法）

第30条（割増金）及び第31条（延滞損害金）の支払いについては、弊社が指定する方法により支払うものとします。金融機関に支払う振込手数料、その他の費用は、契約者の負担とします。

### 第33条（消費税）

契約者が弊社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当該債務を履行するに際して、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第34条（端数処理）

弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第5章 管理等

### 第35条（データ等の取り扱い）

- 1 本サービスに用いられる弊社のサーバのデータが、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障や下記に例示する事由による滅失、毀損し、また、第三者による漏洩・傍受、その他の事由により契約者に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、弊社はいかなる法律上の責任も負わないものとします。
  - (1) 天災地変、戦争、テロ行為、暴動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、通信手段の断絶等の不可抗力事由。
  - (2) 第三者による不正アクセスまたはハッキング。
  - (3) 第三者からコンピュータウィルス対策ソフトを入手し、本システム使用媒体を保護していたにも関わらず生じた、コンピュータウィルス等不正なプログラムの同使用媒体への侵入及び感染。
  - (4) 適用される法令もしくは政府命令の遵守
- 2 弊社は、契約者に対し、本サービスによりバックアップされたデータについて、システムの性質上、復元の完全性を保証しないものとします。その結果発生する損害について、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
- 3 契約者の問い合わせに応じ、弊社は契約者のデータを確認・操作する場合があります。
- 4 弊社は、契約者に提供するサービスに対するアクセスの状況の記録（「ログ」といいます）の内容を契約者に通知するサービスを提供いたしません。また、弊社がログの内容を契約者に知らせないことによって生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第36条（データ等の消去）

- 1 以下の場合、弊社の合理的判断に基づいて、契約者の事前の承諾を得ることなく、データの削除ができるものとします。
  - (1) 掲載内容が、第25条（提供停止）第1項各号にあたりと判断されるとき。
  - (2) 契約者の登録したデータ量が弊社規定の容量を超過したとき。
  - (3) その他、弊社が不適切と認めたとき。
- 2 弊社は、前項に基づく行為について一切の責任を負わないものとします。

### 第37条（解約時のデータ等）

本約款の規定に基づいて、本利用約款を解除した場合、弊社は、サーバ内の契約者のデータ等を削除します。これにより契約者に生じた損害に対して、弊社はいかなる責任も負わないものとします。

### 第38条（配布ソフトウェア）

- 1 契約者は、弊社が配布するソフトウェア（以下、「配布ソフトウェア」といいます）を各自でインストールした上で用いることができるものとします。
- 2 契約者は、配布ソフトウェアをインストールした場合、本約款に同意したものとします。
- 3 契約者は、弊社が提供した配布ソフトウェアを本サービスの目的のためにのみ利用することができ、これ以外の目的にて利用することはできません。

## 第6章 賠償責任等

### 第39条（責任の制限）

弊社は、もっぱら弊社の責に帰すべき事由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、弊社において契約者が本サービスを利用できないことを知ったときから、連続して72時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。その際、弊社は、契約者が本サービスを利用できないと知ったときから、契約者またはその他の第三者に対し、本利用契約の契約期間が1年、5年いずれの場合でも、1ヶ月あたりの利用料相当額を限度として、損害の賠償をします。

### 第40条（免責）

- 1 弊社は、本約款に特別の規定ある場合を除き、契約者、その他第三者に対しても同様に、本サービスの利用により、またはそれに関連して生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。また、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障により生じた損害についても同様とします。ただし、弊社に故意または重大な過失があった場合はこの限りではなく、弊社は契約者またはその他の第三者に対して、本利用契約の契約期間が1

年、5年いずれの場合でも、1ヶ月あたりの利用料金相当額を限度として、損害の賠償をします。

- 2 本サービスの利用において、契約者が第三者に損害を与えた場合、または契約者が第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の責任において解決するものとし、それにより生じた損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

## 第7章 雑則

### 第41条（守秘義務）

- 1 弊社は、本利用契約に関連し取得した契約者の技術上・営業上その他の業務上の情報を弊社規定のプライバシーポリシーに基づき、利用、保管、管理するものとします。
- 2 弊社は、個人情報をプライバシーマーク制度および「JISQ15001:2006-個人情報保護マネジメントシステム要求事項-」に準拠し、取り扱うものとします。

### 第42条（機密保持）

- 1 契約者は、本サービスを利用したことによって知り得た本サービスの内容を第三者に公開、提供することができないものとします。
- 2 契約者は、本サービスを利用したことによって知り得た本サービスに関する情報を用いて、本サービスと同様のサービスを企画、運営することができないものとします。
- 3 本サービスで提供した配布ソフトウェアを改ざんしたり、第三者に再配布することができないものとします。
- 4 本条は、本利用契約終了後も期限なく有効であるものとします。

### 第43条（管轄裁判所）

契約者と弊社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第44条（準拠法）

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

### 第45条（信義誠実義務）

- 1 本約款で定めていない事態が生じた場合においては弊社と契約者は相互に信義誠実に協議をおこない、これを解決するものとします。
- 2 前項の場合、一般私法、取引慣習などに準拠するものとします。